^{令和7年度} 入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立喜多方高等学校

〒966-0802 喜多方市字桜ガ丘一丁目 129 番地 電話 0241(22)0174

1 本校のアドミッション・ポリシー

【アドバンスト探究コース】

- ① 学習に対する能力・意識が高く、主体的に学びに向かう意欲のある生徒
- ② 英語に強い関心があり、自らの高い志を達成しようとする意欲のある生徒

【スタンダード探究コース】

- 文武両道を目指し、自己の成長を図ることのできる生徒
- 2 対象学科及び募集定員

対象学科	定	員	特色選抜募集定員	一般選抜募集定員
全日制課程普通科	160 名		定員の 10%程度	定員の 90%程度

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願資格

特色選抜に出願することのできる者は、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

一般選抜に出願することのできる者は、次の(1)の条件を満たす者とする。

ただし、連携型選抜に出願する者は前期選抜に出願することはできない。

- (1) 次の①、②のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込 又は修了見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 下記「5 特色選抜における『志願してほしい生徒像』」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明確かつ適切である者
- 5 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は、県内初の単位制普通科という特長を活かし、「進学指導重点校」として難関大学をはじめとする4年制大学進学に必要な高い学力の定着をはかり、将来、地域はもとより世界で活躍するリーダー性のある生徒を育成するとともに、実社会で活躍するために必要な知識の習得と資格の取得を目指すなど、生徒一人一人の多岐にわたる進路希望の実現を目指している。

このことを踏まえ、自己実現のために本校で学ぶことを強く希望する者のうち、次のA型、B型いずれかに該当する生徒を求める。

A型【アドバンスト探究コース】次の①、②のいずれかに該当する生徒。

- ① 学業成績が優秀であり、自らの高い志を達成しようとする意欲を持つ生徒。
- ② 実用英語技能検定準2級以上等、「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」(文部科学省)で、A2レベル以上の英語試験の成績を有する生徒、もしくは英語学習に対する強い関心があり、入学後も向上心を持って努力を継続する意志のある生徒。

B型【スタンダード探究コース】

部活動または校外での体育的活動・文化的活動に積極的に取り組んだ実績があり、入学後も文武両道を目指し、努力を継続する意欲のある生徒。

6 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 出願期間

令和7年2月4日(火)から2月7日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封 筒を同封の上、令和7年2月7日(金)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連 絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会作成の用紙、ただし入学願書の「志願する学科」欄にはコース 名を記入しない)
 - ② 調査書(県教育委員会作成の様式、ただし「志願学科」欄のコース名は記入しない) 提出期間は令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとし、受付時間は、午前9時か ら午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書(本校作成の用紙) ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙(県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名 を記入したもの)
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願 課程名を記入したもの)
- ⑥ 希望コース調査票(本校作成の用紙) ただし、特色選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書(上記①に同じ)
 - ② 特色選抜志願理由書(上記③に同じ)
 - ③ 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書 ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙(県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入した もの)
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)
 - ⑦ 希望コース調査票(上記⑥に同じ)
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿(県教育委員会作成の用紙)を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由 (病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(県教育委員会作成の用紙)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか 又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返 信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。 郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。 ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

県外等からの出願を希望する者は、事前に本校に問い合わせること。

11 願書受付

出願書類を受け付けた志願者には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

12 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日(月)から2月13日(木)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願先変更最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、祝日は受け付けない。

(1) 本校へ出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・ 連携型選抜出願先変更願(県教育委員会作成の用紙)を添えて、在学(出身)中学校長を通 して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(県教育委員会作成の用紙)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

② 本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連 携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長 に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

(3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

(5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届(県教育委員会作成の用紙)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(県教育委員会作成の用紙)を出願期間終了後に、直接、 本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。 ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び 特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料として選抜を行う。

① 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が 記入する。

② 調査書

A型については、「各教科の学習の記録」は全教科の評定を2倍にして270点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は65点満点として、合計335点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

B型については、「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動の記録」及び「長所・特技等の記録」は 200 点満点として、合計 335 点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 学力検査

実施する教科は次の5教科とする。各教科50点とし、満点を250点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 特色面接

個人面接を実施する。

個人面接では、本校での学ぶ意欲や受験者が自らの考えをまとめ適切に伝える表現力を 見る。

面接については点数化し、165点満点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、 一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容については精査する。

② 学力検査

実施する教科は次の5教科(各教科50点満点)とし、その得点を2倍する。 国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

③ コースの希望が合否に影響することはない。

15 学力検査の日時、日程及び会場等

- (1) 日 時 令和7年3月5日(水) 午前9時~午後3時10分
- (2) 会 場 本校
- (3) 日 程 受付(生徒昇降口) 7:50~8:20

8:20	9:	00	9:	50 10	:10	113	:00 11:	20 12	:10 13:	:10	14	:00 14	:20	15:10
点諸治	呼 注意	围	語	休	数	学	休	外国語(英語)	昼食	理	科	休	社	会
		(50	分)	(20分)	(50	分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50	分)	(20分)	(50	分)

(4) 注意事項

- ① 学力検査当日は、午前8時20分から点呼及び諸注意を行うので、受付後、受験会場の 所定の席に着席すること。
- ② 学力検査当日は、次のものを持参すること。 受験票、上履き、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- ③ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- 16 特色面接の日時、日程及び会場等
 - (1) 日 時 令和7年3月6日(木) 午前9時~
 - (2) 会 場 本校
 - (3) 日 程 受付(生徒昇降口) 8:15~8:30 点呼・諸連絡 8:30~8:50

面 接 9:00∼

- (4) 携 行 物 受験票・上履き・昼食(面接時間により必要な場合)
- (5) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は 持ち込まないこと。

17 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
 - ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠 席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は 一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、 やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者 なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が 協議して判断する。
 - ※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に 定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- (2) 定員について 定員枠については、募集定員の外枠としない。
- (3) 追検査等受験の手続き
 - ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
 - ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(県教育委員会作成の用紙)を令和7年 3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。 ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出 する。
 - ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した 者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部 又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付 する
 - ④ 本校校長は、追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(県教育委員会作成の用紙)を交付する。

- (4) 追検査等の日時、会場及び日程等
 - ① 日 時 令和7年3月11日(火) 午前9時~
 - ② 会 場 本校
 - ③ 日 程 受付(桜壇会館入口) 8:00~8:20

ただし、下記のウに該当する者は受付時間を14:05~14:25とする。 なお、特色面接の終了時間は受験人数によって変更があり得る。

ア 学力検査及び特色面接のどちらも受験できなかった者

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00 16:00

点呼国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	特色面接
------	---	----	---	----------	----	----	---	----	---	------

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (15分)

イ 学力検査のみ受験できなかった者

8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

点 呼 国 語 休 数 学	休一	語 昼	理科	休	社 会	
---------------	----	-----	----	---	-----	--

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分)

ウ 特色面接のみ受験できなかった者

14:25 14:45 15:00 16:00



(15分)

- ④ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

18 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者には受験票と引き替えに合格通知書及び入学準備に必要な資料を交付する。
- (3) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
 - ① 提供日時 令和7年3月14日(金)合格発表後から午後3時まで
 - ② 提供場所 事務室
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 合格者の氏名や受験番号等の電話による問い合わせには応じない。

19 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で 受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(県教育委員会作成の用紙)を令和7年3月7日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」の提出のあった者に対して、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(県教育委員会作成の用紙)を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「17 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者 受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、「入学辞退届」(県教育委員会作成の用紙)を在学 (出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以 外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 「アドバンスト探究コース」の所属生徒数は 40 名程度を目安とするが、クラス編成等学 校運営上の必要により変動することがある。
- (4) 一般選抜のみに出願する志願者は、「令和7年度一般選抜志願者 希望コース調査票」において、「アドバンスト探究コース」「スタンダード探究コース」のいずれかを選択する。コースの所属については、選択したコースへの所属を優先的に考えるが、合格者の状況等によっては、希望しないコースに所属する場合もある。希望のコースと所属が異なる場合、合格者発表後に電話で意向確認を行うことがある。

なお、2年次から開設する「キャリア探究コース」については、入学後に改めて希望調査を行った上で決定する。

(5) 所属コースは令和7年3月28日(金)の新入生オリエンテーション時に発表する。